

# 住宅セーフティネット法 研修会のご案内！

平成29年に改正された住宅セーフティネット法は、国土交通省が所管する法令です。居住の安定化のために、入居前支援・入居中支援・退去時支援と大きく3つに分けられます。この法令は、在宅福祉事業者、不動産事業者、大家さん、医療関係者、行政職員が知るべき内容となっています。また新たに居住支援法人が指定されるなど、実効性がある支援が少しずつ増えています。東京都全域でも活動的な居住支援協議会も少ないため、まだまだ要配慮者の居住の安定化に課題は山積みです。この度、国土交通省の居住支援法人活動支援事業の補助金を活用して、住宅セーフティネット法を学ぶ研修会を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

## 地域の私たちが絶対知るべき 住宅セーフティネット法！

日 時：令和2年11月19日（木） 14時～16時

場 所：福生市福祉センター 2階学習集会室 （所在地：東京都福生市南田園 2-13-1）

対象者：福祉関係者、医療関係者、市町村議員、行政職員、不動産事業者、大家

説明者：仲沢伸一（アシスト居住支援センター）

主 催：有限会社アシスト（東京都知事第31号）  
（国土交通省指定補助事業者・東京都指定住宅確保要配慮者居住支援法人）

連絡先：☎ 042-551-8711 090-4928-4014（居住支援直通）

たいへん恐縮ではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策と会場の都合のため、研修参加者は定員20名とさせていただきます。定員超過の場合はお断りの連絡をさせていただきます。また地域の感染者数の増加があった場合は、研修会を中止することがあります。予めご了承ください。

—— 研修申込書（切り取らず11/12までにFAXしてください。FAX 042-551-8477） ——

研修参加者氏名 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_